

ナガノベンチャープロダクト認定ロゴマークの使用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、信州ベンチャー企業優先発注事業認定要綱(以下「認定要綱」という。)に基づき新事業分野開拓者として認定された県内ベンチャー企業が生産しかつ販売又は貸付する新商品及び新役務(以下「ナガノベンチャープロダクト」という。)の販路開拓を積極的に支援し、県内ベンチャー企業の育成を図ることを目的に制定する認定ロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図柄)

第2条 認定ロゴマークの図柄は、別図のとおりとする。

(認定の表示)

第3条 認定要綱第5条第2項により新事業分野開拓者として認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、ナガノベンチャープロダクト又はその包装もしくは容器、PR資材に、認定ロゴマークを表示することができる。(使用料は無料)

- 2 認定ロゴマークの表示は、シールの貼付又は印刷によるものとする。
- 3 認定ロゴマークの表示に要する経費は、認定事業者の負担とする。

(認定ロゴマークの使用)

第4条 認定事業者は、認定ロゴマークを使用したときは、4月1日から翌年の3月31日までの間における認定ロゴマークの使用実績を毎年4月末日までに知事に報告するものとする。

- 2 前項の報告は、ナガノベンチャープロダクト認定ロゴマーク使用実績報告書(様式第1号)により行うものとする。

(使用期間)

第5条 認定事業者が認定ロゴマークを使用できる期間は、当該認定に係る有効期間内とする。

(違反者に対する処置)

第6条 知事は、認定ロゴマークの使用が次のいずれかに該当するときは、その使用の禁止を指示するものとする。

- (1) 認定要綱第5条第2項により新事業分野開拓者として認定を受けていない者が、認定ロゴマークを使用しているとき。
- (2) 虚偽の申請に基づく認定事業者が、認定ロゴマーク使用しているとき。

- (3) 認定事業者が、ナガノベンチャープロダクト以外の商品に認定ロゴマークを使用しているとき。
- (4) ナガノベンチャープロダクトが他の知的所有権を侵害しているものと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、認定ロゴマークを表示した新商品又は新役務が、認定時の基準を著しく逸脱しているものと知事が認めるとき。

(使用管理)

第7条 認定事業者は、認定ロゴマークに関して消費者等から問い合わせがあった場合は、表示内容について、説明を行うこととする。

- 2 認定ロゴマークを使用した者が認定ロゴマークを表示した新商品又は新役務により、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償等を求められた場合、県は一切の責任を負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

様式第1号

ナガノベンチャープロダクト認定ロゴマーク使用実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 殿

住所 〒

氏名（法人にあつてはその名称と代表者名）

ナガノベンチャープロダクト認定ロゴマークの使用に関する取扱要領第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 認定ロゴマークを表示した新商品又は新役務の名称
2. 認定ロゴマーク使用番号 ()
3. 認定ロゴマークを使用した商品数量 ()
4. 認定ロゴマーク使用方法
 - ① シール（認定品本体に貼付）
 - ② 包装容器（袋、パック等へ印刷等）
 - ③ 包装箱（段ボール等へ印刷等）
 - ④ PR資材（ポスター、チラシ、HP）
 - ⑤ その他 ()